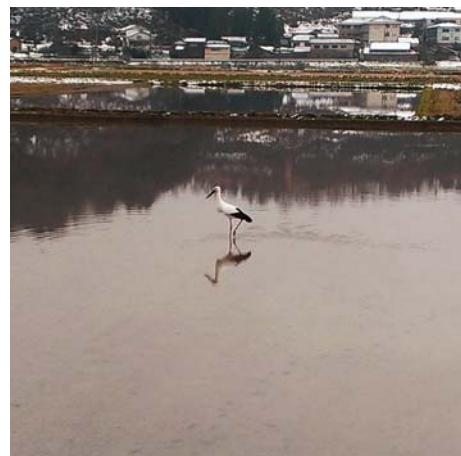


平成31年度

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

取組の手引き



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

目 次

I

対象者

1. 農業者の組織する団体	1
2. 一定の条件を満たす農業者	2

II

支援の対象となる農業者の要件

.....	3
-------	---

III

対象農地

.....	3
-------	---

IV

事業要件（推進活動の実施）

.....	4
-------	---

V

対象活動

1. 支援の水準	5
2. カバークロップ（緑肥）の作付け	6
3. 炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用（堆肥の施用）	6
4. 有機農業	7
5. 地域特認取組	11
（参考）5割低減の取組	11

VI

活動の手順、申請の手続

1. 活動の手順	12
2. 申請の手続	13
3. 提出する書類の一覧	14
4. 保管する証拠書類等	16

VII

留意事項

1. 対象活動の事例	17
2. 交付額の算出方法	18
3. 交付金の返還	18
4. 都道府県又は市町村による要件の設定	19
5. 第三者委員会による評価へのご協力のお願い	19

はじめに

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、平成23年度から、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境直払」といいます。）」を実施しています。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しています。

～事業に取り組む際の注意事項～

本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあることから、**あらかじめ農地の所在する市町村に、本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。**

I 対象者

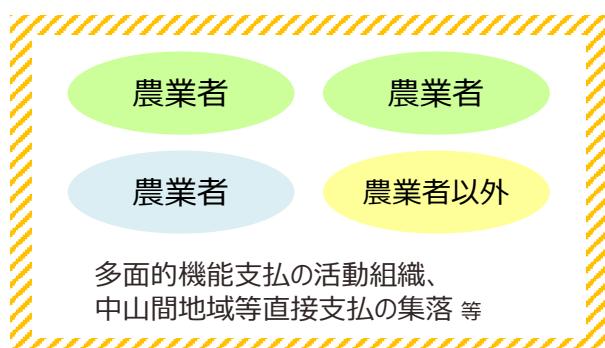
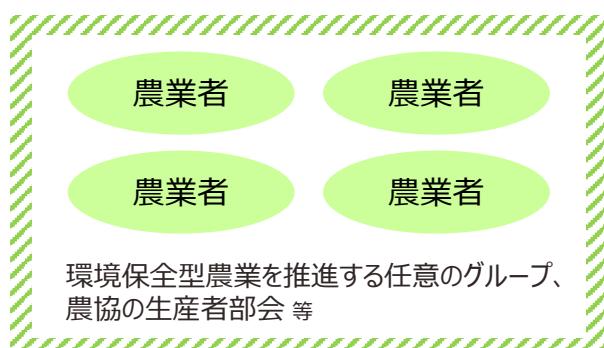
① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織が対象になります。

農業者の組織する団体（以下「農業者団体」といいます。）は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

＜農業者団体の例＞

農業者は、環境直払の対象活動に取り組む農業者



農業者団体の区域について

- ◆ 基本的に同一市町村の範囲内で農業者団体を形成してください。
やむを得ない事情により市町村域を超えて団体を形成する場合にあっては、同一都道府県（北海道にあっては同一総合振興局又は同一振興局）内の市町村又は異なる都道府県において隣接する市町村で事業を実施するようにしてください。
- ◆ 複数集落や市町村全域で農業者団体を形成することも可能です。
- ◆ 複数の市町村の範囲で農業者団体を形成する場合は、それぞれの市町村に事業計画の認定を受ける必要がありますので、それぞれの市町村にあらかじめお問い合わせください。

② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当して、**市町村が特に認める場合に対象**になります。

1 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動^{※1}（以下「対象活動」といいます。）の取組面積が、**耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上又は全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上**となる農業者

（土地利用型作物^{※2}以外については2割以上になります。）

集落の耕地面積



農業者が対象活動を行う面積

※1 対象活動 ……

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組（カバークロップの作付け等）をいいます（5～11ページ参照）。

※2 土地利用型作物 ……

環境直払において土地利用型作物とは、稻、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぶん原料用ばれいしょ及び飼料作物としています。

2 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者

推進活動（4ページ参照）を、**環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施**し、かつ、**将来的に農業者団体を組織することを目標**とする農業者

環境直払に取り組む農業者



（環境直払に取り組む農業者以外で）

環境保全型農業を志向する農業者等

技術研修・技術指導等の実施

将来的に農業者団体を組織することを目標

市町村内に連携可能な農業者が不在の場合、又は市町村内に対象活動を実施する農業者が複数いるものの、現時点では団体を形成することが困難な場合

市町村と連携して地域で環境保全型農業に取り組む他の農業者の育成に結びつく活動を実施し、かつ、**将来的に農業者団体を組織することを目標**にする農業者

→ 「有機農業の推進に関する基本的な方針」に定める市町村における有機農業の推進体制への参画や、市町村等に環境保全型農業に関する先駆的な農業者として登録され、技術講習会等に講師として参加するなどの活動を行っていただきます。

3 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 主作物^{※1}について販売することを目的に生産を行っていること。
- ② 国際水準GAPを実施^{※2}していること。

※1 主作物 ……

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組の対象作物のことです。

※2 国際水準GAPを実施 ……

食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に関する農業生産工程管理の取組について、指導・研修等を受講し、その内容を実施することです。

本交付金に取り組むにあたっては、実施したGAPの内容を「GAP理解度・実施内容確認書」（様式第16号）に記入し、指導又は研修を受講したことがわかる書類と合わせて実施状況報告の際に提出していただきます。

民間団体による第三者認証を取得している場合などは認証書等を提出することで、指導・研修等の受講や「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略できます（15ページ参照）。

詳細は、パンフレット「環境保全型農業直接支払交付金では「国際水準GAPの実施」を交付要件としています」をご覧ください。

（様式第16号）

GAP理解度・実施内容確認書

課題の理解	指導又は研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。	実施内容	左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。
1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）	〔 ・ ・ 〕	〔 ・ ・ 〕	取り組んだこと 〔 ・ ・ 〕
2. 環境保全のために必要だと考える取組（2つ以上）	〔 ・ ・ 〕	〔 ・ ・ 〕	取り組んだこと 〔 ・ ・ 〕
3. 労働安全のために必要だと考える取組（2つ以上）	〔 ・ ・ 〕	〔 ・ ・ 〕	取り組んだこと 〔 ・ ・ 〕
4. 人権保護のために必要だと考える取組（2つ以上）	〔 ・ ・ 〕	〔 ・ ・ 〕	取り組んだこと 〔 ・ ・ 〕
5. 農場経営管理のために必要だと考える取組（2つ以上）	〔 ・ ・ 〕	〔 ・ ・ 〕	取り組んだこと 〔 ・ ・ 〕

対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる対象活動が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町村にお問い合わせください。

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「**自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動**」（以下「**推進活動**」※¹といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施する必要があります。

▶ **自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動**

- ① 自然環境の保全に資する農業の生産方式に関する検討会の開催
- ② 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ③ 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ④ 先駆的農業者等による技術指導
- ⑤ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施

▶ **自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動**

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壤分析や生き物調査等環境保全効果の測定
- ⑧ 先進的取組の展示効果を高めるための標示

▶ **自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動により生産された農産物の販売促進に関する活動**

- ⑨ 農産物の販路拡大等に向けた流通・販売業者や消費者等との意見交換会の開催や商談会への出展
- ⑩ 農業者団体等における商品開発や共同ブランド・マークを活用した販売
- ⑪ 農業者団体等の構成員の連携による直売

▶ **その他**

- ⑫ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
- ⑬ 中山間地※²において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地の場合に限る。）
- ⑭ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動

※¹ 推進活動

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

※² 中山間地

地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。

詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

1 支援の水準

【交付単価】

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

対象取組		交付単価 (国と地方の合計)
全国共通取組	カバークロップ（緑肥）の作付け (うち、ひえを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用 ※1	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組 ※2 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組		3,000円～ 8,000円/10a

※1 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。
都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

※2 対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります。詳細については、
都道府県、市町村にご確認ください。



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。



2 カバークロップ（緑肥）の作付け

【カバークロップ（緑肥）の作付けとは】

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ（緑肥）を作付けする取組です。

【要件】

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上^{※1}播種されていること。
- ② 適正な栽培管理^{※2}を行った上で、カバークロップの子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壤に還元していること。

※1 種苗メーカーのカタログや都道府県の栽培技術指針等に記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要です。

※2 栽培期間は、春夏播きの場合は概ね2ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね4ヶ月以上を確保することが必要です。ただし、都道府県の栽培技術指針等で、この栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることもできます。



カバークロップの取組に関する注意事項

前年にすき込んだカバークロップの種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所のみ播種を行った場合など、カタログ等に記載された標準播種量未満の播種量となる場合は、上記①の要件を満たさないため支援対象となりません。

3 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用（堆肥の施用）

【炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用とは】

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組です。

【要件】

- ① C/N比10以上の堆肥（鶏ふん等を主原料とするものは除く。）であって腐熟したものを使用すること。
- ② 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は10アール当たり概ね1.0トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり概ね1.5トン以上の堆肥を施用すること。
- ③ 土壤診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。

なお、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。

堆肥の施用量については、都道府県によって運用が異なる場合があります。
詳細については、都道府県、市町村にご確認ください。

4 有機農業

【有機農業とは】

主作物について、化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組です。

【要件】

- ① 主作物の生産過程等^{※1}において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。^{※2、3}
- ② 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（導入指針）等に定められた土づくり技術を導入していること。
(事業計画の申請にあたって提出する土づくり技術の導入に関する計画（様式第1号）に基づき実施いただく必要があります。)
- ③ 組換えDNA技術を利用しないこと。

※1 生産過程等 ……

主作物の生産過程（主作物の生産者による「種子、種苗及び収穫物」の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該主作物の作付けまでの期間の圃場管理のことです。

※2 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壤を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象となりません。

※3 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- 「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び別表2の農薬については使用することができます（8～10ページ参照）。
- 化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等を使用することができます。
- 植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。



有機農業の取組に関する注意事項

- ❖ 有機農業に取り組む各々の作物について、都道府県において支援対象となるかを事前に都道府県、市町村にお問い合わせください。
- ❖ 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認定を取得する必要がありますのでご注意ください。
- ❖ 作物によって交付単価が異なるものがありますので、5ページを参照してください。

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制 定	平成12年1月20日 農林水産省告示第59号
一部改正	平成15年11月18日 農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日 農林水産省告示第1605号
一部改正	平成21年8月27日 農林水産省告示第1180号
一部改正	平成24年3月28日 農林水産省告示第833号
一部改正	平成27年12月3日 農林水産省告示第2597号
一部改正	平成28年2月24日 農林水産省告示第489号
最終改正	平成29年3月27日 農林水産省告示第443号

別表1

肥料及び土壤改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物 由来の資材（●うち家畜排せつ物 に限る） 油かす類	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。 家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜 水産物由来の資材（●） と畜場又は水産加工場からの動物 性產品由来の資材（●） 発酵した食品廃棄物由来の資材 パーク堆肥（●） メタン発酵消化液（汚泥肥料を除 く。）	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない 天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない 天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであ ること。ただし、し尿を原料としたものにあっては、食用作物の可食部分に使 用しないこと。
グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰（●） 炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によら ず生産されたものであること。
硫酸加里 硫酸加里苦土 天然りん鉱石 硫酸苦土 水酸化苦土 軽焼マグネシア 石こう（硫酸カルシウム） 硫黄 生石灰（苦土生石灰を含む。） 消石灰 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） 岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を粉碎したものであること。
木炭 泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ベントナイト パーライト ゼオライト バーミキュライト けいそう土焼成粒 塩基性スラグ 鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 トーマス製鋼法により副生するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

よう成りん肥 塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカルシウム 塩化カルシウム 食酢 乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び固結防止材 その他の肥料及び土壤改良資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。 植物の栄養に供すること又は土壤を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。 ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
---	--

- ※ (●) 印の資材については、本事業においては別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば汚泥肥料でない限り、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用できます。
- ※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであり、化学的に合成された物質が一切含まれていないことを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。
- ※ 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。証明の際の証拠書類等については10ページ（参考）を参照してください。
- ※ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化したもの、化学的な方法によらず製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

別表2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 なたね油乳剤 調合油乳剤 マシン油工アゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 捕虫器に使用する場合に限ること。

天敵等生物農薬 天敵等生物農薬・銅水和剤 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤 混合生葉抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤 次亜塩素酸水	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
---	--

※ 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。証明の際の証拠書類等については以下を参考にしてください。

(参考)有機農業の取組において別表1、別表2の資材を使用した場合の提出が必要な書類^(※1)について

資材の区分	購入資材の場合 ^(※4)	自給資材の場合
	添付書類	添付書類
別表1 の肥料	<p>・<u>原材料の内容を証明する書類</u>^(※2)</p> <p>（分類Bの資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無は問わない）</p>	<p>原材料が購入資材である場合 ・<u>原材料の内容を証明する書類</u>^(※2)</p> <p>（分類Bの資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無は問わない）</p>
	なし	
	<u>資材証明書</u> ^(※3) 等の写し	
別表2 の農薬	<u>資材証明書</u> ^(※3) 等の写し	
	なし	

- ※1 都道府県、市町村によっては、この他に証拠書類の保管が必要となることがありますので、詳細については、市町村にお問い合わせください。
- ※2 「原材料の内容を証明する書類」については、原材料が全て記載されていれば、資材証明書に代えて、資材袋の写し等を利用していただいて構いません。
- ※3 「資材証明書」とは、製造業者又は販売業者が発行する、別表1又は別表2の基準を満たしていることを示す書類のことをいいます（製造工程まで添付する必要はありません）。
- ※4 購入資材の場合、都道府県が添付書類の提出を省略している場合があります。

5 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、**地域を限定して支援の対象とする取組**であり、承認を受けた都道府県、取組、地域、作物において取り組むことが可能です。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

参考

5割低減の取組

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を**都道府県の慣行レベルから原則として5割以上低減**^{※1}する取組です。

※1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

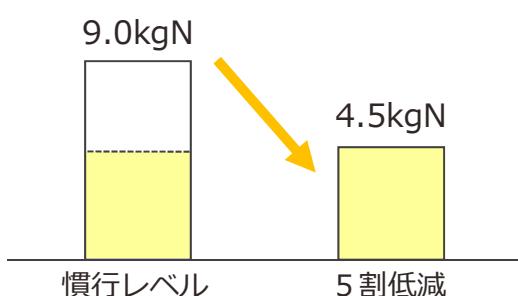
【算定の仕方】

低減割合の比較に用いる慣行レベル^{※2}は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。**化学肥料は窒素成分量、化学合成農薬は成分使用回数**により算定を行います。

※2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方～

化学肥料

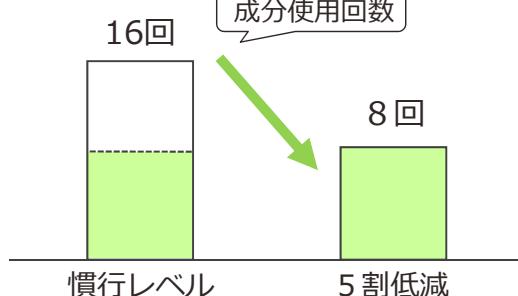


計算の仕方

NK化成
 $30 \text{ kg}/10\text{a} \times 15\% = 4.5 \text{ kgN} / 10\text{a}$

↑ 窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	$1 \text{ 回} \times 2 \text{ 成分} = 2$
殺菌剤（1成分）	$1 \text{ 回} \times 1 \text{ 成分} = 1$
殺菌剤（2成分）	$1 \text{ 回} \times 2 \text{ 成分} = 2$
除草剤（1成分）	$3 \text{ 回} \times 1 \text{ 成分} = 3$
成分使用回数合計	
8回	

5割以下になるよう取り組んでください

1 活動の手順

本事業に取り組まない意向の市町村もあるため、

農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

① 農業者の組織する団体の設立

- ▶ 複数の農業者等で集まって農業者団体を設立します。

[農業者団体]

代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

[規約]

規約には、総会の議決事項として交付金の配分及び収支決算に関する事項を設けるなど、**「交付金の使いみちの決定方法（交付金の活用方法）」**を定めてください。

② 計画の策定

- ▶ 構成員が取り組む対象活動（カバークロップの作付けや堆肥の施用等）や推進活動（検討会の開催等、4ページ参照）を決めてください。
- ▶ 5年間の事業計画や営農活動計画書を策定して、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。
- ▶ 対象活動に取り組む構成員に、国際水準GAPの実施に係る取組意思確認を行ってください。

③ 申請書類の提出

- ▶ 申請書類について、対象活動を行う場が所在する市町村に提出してください。

④ 対象活動、推進活動及び国際水準GAPの実施

- ▶ 計画に基づき、対象活動、推進活動を実施してください。
- ▶ 国際水準GAPの取組については、指導・研修等を受講の上、実施してください。

⑤ 報告書類の提出

- ▶ 当該年度の活動内容等をとりまとめて報告書を作成し、対象活動を行う場が所在する市町村に提出してください。
- ▶ 交付金の使いみちについては、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

交付金の使いみち

交付金は**支援対象農業者への配分、農業者団体として実施する推進活動及び団体の事務を担当する者の手当等の農業者団体の事務経費**に使うことができます。

2 申請の手続

① 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定

[2019年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動の合計面積や推進活動（検討会の開催等、4ページ参照）の計画を記載し、市町村から計画の認定を受けてください。

※ 5年間の計画を事業実施初年度に提出しますが、計画期間中に内容を変更する場合は（実施面積の増加、交付金額の増加及び対象活動の変更等）、改めて市町村の認定を受けてください。

提出書類 事業計画（共通様式第2号）、営農活動計画書（共通様式第3号）、農業者団体の規約 等

② 交付申請書の提出【毎年度】

[市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために、交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

市町村が定める書類を提出してください

[対象活動、推進活動の実施]

カバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

[国際水準GAPの実施]

上記活動と併せて、国際水準GAPの取組を実施してください。

③ 実施状況報告書等の提出

[2020年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や国際水準GAPの実施内容、農業者団体として取り組んだ推進活動を報告様式に記載し、生産記録等を添付し提出してください。

※ 2020年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

提出書類 実施状況報告書（様式第7号）、生産記録、GAP理解度・実施内容確認書（様式第16号）、GAPに係る指導・研修等を受講したことが証明できる書類、その他都道府県及び市町村が提出を求める書類

④ 実績報告書の提出

[市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

市町村が定める書類を提出してください

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます

⑤ 営農活動実績報告書の提出

[2020年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。※

提出書類 営農活動実績報告書（様式第11号又は共通様式第6号）、実施状況の報告から変更のあった書類

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

3 提出する書類の一覧

1 事業計画、営農活動計画書の提出

①提出書類（必須）

提出書類	様式番号
多面的機能發揮促進事業に関する計画の認定の申請について	共通様式第1号
多面的機能發揮促進事業に関する計画	共通様式第2号
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)	共通様式第3号

②必要に応じて提出する書類

提出が必要となるケース	提出書類	様式番号
農業者団体の場合	規約	
単独で支援の対象となる農業者の場合 ^{注1} （2ページ参照）	(個人、法人（一戸一法人）の場合) 推進活動を環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施していることがわかる書類	
	(複数の農業者で構成される法人の場合) 複数の農業者で構成されていることが分かる書類	
有機農業の取組を実施しようとする農業者の場合	有機農業の取組における土づくり技術の導入に関する計画について	様式第1号*

* エコファーマー認定を受けている場合、認定書の写しを様式第1号に代えることができます。

2 実施状況報告書等の提出

①提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書	様式第7号

添付書類（生産記録等）

生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、「有機JASの認定書の写し」や「都道府県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認定機関に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができますが、記載内容によっては追加で書類の提出を求める場合がありますので、都道府県や市町村にご確認ください。

（必須の提出書類は次ページに続く）

①提出書類（必須）

提出書類	様式番号
GAP理解度・実施内容確認書	様式第16号※

添付書類（指導又は研修を受講したことがわかる書類）

- 受講証等の他、研修内容に「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の全項目が含まれていることを確認できる研修カリキュラムを提出してください。
- 都道府県や市町村等の地方公共団体以外が主催する研修を受講する場合、研修講師の指導実績があることを確認できる書類も併せて提出してください。
- 農林水産省が提供するオンライン研修を受講する場合は、修了証を提出してください。

※ 以下の場合、指導・研修の受講や様式第16号の提出を省略することができます。

- 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP2016等）を取得している場合 → 認証書の写しを提出することで、指導・研修の受講及び様式第16号の提出を省略することができます。
- 民間団体によるGAPの第三者認証を取得準備中の場合 → 認証取得準備中であることがわかる書類を提出することで、指導・研修の受講及び様式第16号の提出を省略することができます。
- 国が定めるGAP共通基盤ガイドラインに準拠した都道府県GAPの取組の確認を受けている場合 → 都道府県GAPの取組の確認を受けたことを証明する書類及び様式第16号の「人権保護」、「農場経営管理」の項目に関する指導・研修（パンフレットによる学習等を含む）の受講及び該当部分の記載・提出が必要となります。
ただし、当該GAPが国際水準GAPの実施で求められる5項目を全て満たす場合には、指導・研修の受講及び様式第16号の提出を省略することができます。

②必要に応じて提出する書類

都道府県及び市町村が提出を求める書類^{注2}

3 営農活動実績報告書の提出

①提出書類

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書 ※	様式第11号 または 共通様式第6号

②必要に応じて提出する書類

- 生産記録（実施状況報告書の提出の際に見込みで提出した場合）
- 都道府県及び市町村が提出を求める書類^{注3}

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。



交付申請書、実績報告書及び注1、2、3に関する注意事項

申請する市町村によって提出する書類が異なります。
市町村にご確認ください。

4 保管する証拠書類等

1 取組共通の証拠書類

証拠書類
ほ場面積等が確認できる書類（交付金の交付金額算定の基となった書類）
推進活動の実施内容等が分かる書類
主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し (取組面積が10a以上の場合は省略することが可能です)
GAPの実施内容等が分かる書類（帳簿の写しや写真等）
特別栽培農産物等の認証を受けた者の場合は、認定証の写し

2 対象活動別の証拠書類

対象活動	証拠書類
カバークロップ（緑肥）の作付け	・カバークロップの種子の購入量を証明する購入伝票等の写し ・標準的な播種量を証明するカタログ等の写し
堆肥の施用	・堆肥の購入伝票等の写し※1 ・堆肥の成分証明書等の写し ・土壤診断結果書類の写し ・施肥管理計画（作成した場合）の写し
有機農業	・資材証明書の写し※2 有機農産物の日本農林規格別表1、2の肥料又は農薬を利用した場合、保管が必要（詳細は10ページ（参考）を参照） ・有機JASの認定を受けた者の場合は、認定書の写し
地域特認取組	都道府県が必要と認める書類

※1 無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることが可能です。

※2 肥料又は肥料原料として「植物及びその残さ由来の資材」、「発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材」、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」、「発酵した食品廃棄物由来の資材」、「バーク堆肥」、「グアノ」、「乾燥藻及びその粉末」、「草木灰」を使用した場合には、その原材料の内容を証明する書類等

3 証拠書類等の確認や保管期間

- ▶ 証拠書類は、都道府県及び市町村が**必要に応じて提出を求める場合**があります。
- ▶ 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から**5年間保存**してください。

1 対象活動の事例※

	2018年度	4月	2019年度	3月
カバークロップ（緑肥）の作付け			 <p>水稻（5割低減） → カバークロップ（れんげ）</p>	
			 <p>カバークロップ（れんげ） → 水稻（5割低減）</p>	
			 <p>水稻（5割低減） → カバークロップ（れんげ）</p>	
堆肥の施用			 <p>堆肥施用 → 葉菜類（5割低減）</p>	
			 <p>葉菜類（5割低減） → 堆肥施用</p>	
			 <p>堆肥施用 → 水稻（5割低減）</p>	
有機農業			 <p>有機農業（水稻） → 水稻</p>	

※ 上記の作物は例示です。

支援の対象作物や緑肥等の品種については、これらに限定されるわけではありません。

※ 「環境負荷軽減型酪農経営支援事業」等、一部の事業との重複受給はできません。
どのような場合に重複受給になるかは、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

2 交付額の算出方法

交付額は、履行面積に単価を乗じたものです。

ただし、下記の「交付額の算定に関する注意事項」のとおり、減額されることがありますのでご承知ください。

なお、履行面積とは畦畔や法面を除いた実際に対象活動が行われた面積（市町村等による実施状況の確認後の面積）です。



※ 交付額の計算に用いる履行面積は、対象活動別に履行面積を合計してアール未満を切り捨てた面積となります。

⚠ 交付額の算定に関する注意事項

- ① 申請した面積全てが支援の対象となるわけではありません。適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合等は、当該面積については支援の対象となりません。
- ② 支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ面積ではなく、1作分の面積です。2つの取組を組み合わせて行った場合（例：1つの農地で有機農業とカバーコロップの取組を行う）であっても、支援の対象は1つの取組分となります。
- ③ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

3 交付金の返還

対象活動の要件を満たさないことが確認された場合は、原則として当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めることになります。

面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部を返還することになります。また、翌年度以降の制度への参加を制限するなどの措置を講じる場合があります。

4 都道府県又は市町村による要件の設定

都道府県又は市町村によっては、地域独自の要件を追加している場合もあります。追加要件の有無に関しては取り組む場所が所在する市町村にあらかじめお問い合わせください。

5 第三者委員会による評価へのご協力のお願い

国及び都道府県は、環境直払の交付が計画的かつ効果的に実施されるように、有識者による第三者委員会を設置し、交付状況の点検や事業効果の評価等の検証を行っています。

国や都道府県、市町村が事業効果の評価等のために農業者団体等に環境直払に関する調査を実施する場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

環境保全型農業直接支払交付金に関する詳細な情報

環境保全型農業直接支払交付金の申請様式、要綱・要領は下記のアドレスに掲載しています。本パンフレットについて不明な点があれば後ろの問い合わせ先にご連絡ください。

また、取組を行う上の詳細な要件等は、取組を行う場所が所在する市町村に確認してください。

農林水産省 環境保全型農業直接支払交付金ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

環境保全型農業直接支払交付金



お問い合わせ先

都道府県	お問い合わせ先	電話番号
農林水産省 北海道農政事務所管内		
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
	函館地域拠点 地方参事官室	0138-26-7800
	旭川地域拠点 地方参事官室	0166-30-9300
	釧路地域拠点 地方参事官室	0154-99-9046
	帯広地域拠点 地方参事官室	0155-24-2401
	北見地域拠点 地方参事官室	0157-23-4171
農林水産省 東北農政局管内		
青森県	青森県拠点 地方参事官室	017-775-2151
岩手県	岩手県拠点 地方参事官室	019-624-1125
宮城県	東北農政局 生産部 生産技術環境課	022-221-6214
	宮城県拠点 地方参事官室	022-266-8778
秋田県	秋田県拠点 地方参事官室	018-862-5611
山形県	山形県拠点 地方参事官室	023-622-7271
福島県	福島県拠点 地方参事官室	024-534-4142
農林水産省 関東農政局管内		
茨城県	茨城県拠点 地方参事官室	029-221-2186
栃木県	栃木県拠点 地方参事官室	028-633-3114
群馬県	群馬県拠点 地方参事官室	027-221-1182
埼玉県	関東農政局 生産部 生産技術環境課	048-740-0067
	埼玉県拠点 地方参事官室	048-740-5835
千葉県	千葉県拠点 地方参事官室	043-224-5611
東京都	東京都拠点 地方参事官室	03-5144-5258
神奈川県	神奈川県拠点 地方参事官室	045-211-1331
山梨県	山梨県拠点 地方参事官室	055-254-6055
長野県	長野県拠点 地方参事官室	026-233-2500
静岡県	静岡県拠点 地方参事官室	054-246-6121
農林水産省 北陸農政局管内		
新潟県	新潟県拠点 地方参事官室	025-228-5216
富山県	富山県拠点 地方参事官室	076-441-9305
石川県	北陸農政局 生産部 生産技術環境課	076-232-4131
	石川県拠点 地方参事官室	076-203-9150
福井県	福井県拠点 地方参事官室	0776-30-1611

都道府県	お問い合わせ先	電話番号
農林水産省 東海農政局管内		
岐阜県	岐阜県拠点 地方参事官室	058-271-4044
愛知県	東海農政局 生産部 生産技術環境課	052-746-1313
	愛知県拠点 地方参事官室	052-763-4492
三重県	三重県拠点 地方参事官室	059-228-3151
農林水産省 近畿農政局管内		
滋賀県	滋賀県拠点 地方参事官室	077-522-4261
京都府	近畿農政局 生産部 生産技術環境課	075-414-9722
	京都府拠点 地方参事官室	075-414-9015
大阪府	大阪府拠点 地方参事官室	06-6941-9062
兵庫県	兵庫県拠点 地方参事官室	078-331-5924
奈良県	奈良県拠点 地方参事官室	0742-32-1872
和歌山県	和歌山県拠点 地方参事官室	073-436-3851
農林水産省 中国四国農政局管内		
鳥取県	鳥取県拠点 地方参事官室	0857-22-3131
島根県	島根県拠点 地方参事官室	0852-24-7311
岡山県	中国四国農政局 生産部 生産技術環境課	086-230-4249
	岡山県拠点 地方参事官室	086-899-8610
広島県	広島県拠点 地方参事官室	082-228-9629
山口県	山口県拠点 地方参事官室	083-922-5412
徳島県	徳島県拠点 地方参事官室	088-622-6131
香川県	香川県拠点 地方参事官室	087-883-6500
愛媛県	愛媛県拠点 地方参事官室	089-932-1177
高知県	高知県拠点 地方参事官室	088-875-7236
農林水産省 九州農政局管内		
福岡県	福岡県拠点 地方参事官室	092-281-8261
佐賀県	佐賀県拠点 地方参事官室	0952-23-3131
長崎県	長崎県拠点 地方参事官室	095-845-7121
熊本県	九州農政局 生産部 生産技術環境課	096-211-9111
	熊本県拠点 地方参事官室	096-300-6020
大分県	大分県拠点 地方参事官室	097-532-6131
宮崎県	宮崎県拠点 地方参事官室	0985-24-2365
鹿児島県	鹿児島県拠点 地方参事官室	099-222-5840
内閣府 沖縄総合事務局管内		
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653
農林水産省 生産局 農業環境対策課		
		03-6744-0499